

## 7. 学生委員会（学生役員）に関する細則

### （目的）

第1条 本細則は、定款第47条にある学生委員会に関する項目について定めることを目的とする。

### （学生役員）

第2条 本連盟には次の学生役員をおく。

- （1）委員長（学生）（以下、学生委員長と言う）1名
- （2）学生副委員長 若干名
- （3）学生常任委員 若干名
- （4）学生委員 各大学1名以上

### （任務）

第3条 学生委員長は理事長を補佐する。

- 2 学生委員長は学生委員会を代表し、学生の全体委員会を招集して、その議長となり、本連盟の運営および事業統括する。
- 3 学生副委員長は学生委員長を補佐し、学生委員長に事故ある場合はその職務を代行する。
- 4 学生委員長、学生副委員長、および学生常任委員は本連盟の業務を遂行する。
- 5 学生委員は学生委員長の下で全体委員会を組織し、必要とされる事項について決議し、その決議を理事会に付託する。さらに学生委員長の要請によって本連盟の業務も遂行する。

### （任期）

第4条 学生役員の任期は1年とし、再任を妨げない。

### （選出）

第5条 学生役員の選出は以下の順序で行なう。

- （1）学生委員は加盟大学より1名以上選出する。
- （2）非加盟大学から選出する場合は、当該学生の所属大学から同意を得るものとする。
- （3）学生委員長は学生常任委員会で学生常任委員の互選により選出し、全体委員会で承認を得る。
- （4）学生副委員長は学生委員長の推薦により選出し、全体委員会で承認を得る。

- (5) 学生常任委員は学生委員長が推薦し、全体委員会の承認を得て学生委員長が委嘱する。

(会議)

第6条 本連盟の学生委員会には次の通り会議をおく。

1 全体委員会

(1) 全体委員会は学生委員長、学生副委員長、学生常任委員、学生委員の全員をもって構成する。

(2) 全体委員会は次の場合に開催する。

- ① 学生委員長が必要と認めた場合。
- ② 加盟大学の3大学以上の要請のある場合。

(3) 全体委員会に関する規定は次の通りとする。

- ① 会議開催の通知は緊急の場合を除き、2週間前に行う。
- ② 会議は加盟大学の3分の2以上の出席をもって成立する。  
その議決は出席大学の半数以上をもって決定する。
- ③ やむを得ぬ事情によって学生委員が欠席する場合は、学生委員長の許可を得てその代理者を会議および議決に参加させることができる。

2 学生常任委員会

- (1) 学生常任委員会は学生委員長、学生副委員長、学生常任委員で組織する
- (2) 学生常任委員会は必要に応じて学生委員長が召集し、重要事項を審議する。

(改廃)

第7条 本細則の改廃を行う場合は、理事会で出席者の過半数の賛成を必要とする。

附 則 この細則は、2025年2月22日に成立し、同日より施行する